

随意契約（先着順）による普通財産（土地）売払実施説明書

四日市市が所有する土地について、一般競争入札に付しましたが落札者がなかったため、四日市市普通財産売払事務取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、下記要領により随意契約（先着順）で売り払います。

記

1 売払物件

所在地	地目	面積（実測）
四日市市大字羽津字古新田 2730 番 1	公衆用道路	404.55 m ²
四日市市大字羽津字古新田 2730 番 5	田	60.29 m ²

※詳細は、別添「売払物件調書」をご覧ください。

2 買受申込の資格

- (1) 買受申込できる者は、個人及び法人とします。
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び破産者で復権を得ていない者は、申込できません。また、代理人としても申込できません。
- (3) 四日市市の行った普通財産の売払いに関し、次の各号のいずれかに該当する者は、当該事実があった日から2年間は申込できません。また、代理人としても申込できません。
 - ① 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ② 一般競争入札において、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者及び正当な理由なくして契約の締結をしなかった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者は、申込できません。

3 買受申込

- (1) 申込受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間	令和8年11月2日（月）まで ※閉庁日（土曜、日曜、休日等）を除く
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	四日市市役所 本庁舎6階 都市整備部 用地課

- (2) 申込方法

- ① 申込希望者は、申込受付期間内に買受申込書その他必要書類を受付場所へ提出して申込手続きを済ませてください。
- ② 1物件に対し2者以上の連名（共有）による申込も可能です。

- (3) 提出書類等

- ① 普通財産買受申込書
- ② 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

- (4) 申込にあたっての留意事項

- ① 売払物件については、特別な事情の無い限り、現状での引渡しとなります。申込にあたっては、必ず現地を事前に確認してください。

- ② 売買契約及び所有権移転登記は、買受申込書に記載された名義でしか行えません。
- ③ 郵送、電話（ファックスを含みます。）、インターネットメール等による申込受付は行いません。

4 売払い価格

金 11,250,000 円

※一般競争入札に付した際の予定価格と同額

5 買受人の決定

- (1) 先着順により買受人を決定します。
- (2) 同時刻に複数の申込があった場合は、直ちに、くじ引き（抽選）によって買受人を決定します。

6 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

- (1) 用途制限
所有権移転の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。
- (2) 契約の解除
 - ① 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、本市は契約を解除することができます。
 - ② 上記により契約が解除されたときは、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して本市に引き渡さなければなりません。
- (3) 実施調査の協力
用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、本市の求めにより随時登記簿謄本等の提出や実地調査等に協力していただきます。
- (4) 違約金
上記(1)から(3)の条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20%を支払っていただきます。

7 契約の締結等

- (1) 買受人は、市が指定する期日までに土地売買契約の締結を行っていただきます。
- (2) 正当な理由なく期日までに契約を締結しないときは、買受人としての資格を取り消します。

8 売買代金等の支払い方法

- (1) 売買代金は、次のいずれかの方法により支払っていただきます。
 - ① 売買契約締結と同時に本市が発行する納入通知書により売買代金を全額支払っていただく方法（この場合、契約保証金は不要となります）。

- ② 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10の額となる1,125,000円を現金又は地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手で納付していただき、残金を契約締結の日から30日以内に本市が発行する納入通知書により支払っていただく方法（この場合、契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には本市に帰属することとなります）。

(2) 契約保証金には、利息を付しません。

9 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付があり、かつ、地目田の土地については、農地法第3条に定める許可もしくは第5条に定める届け出の受理がなされたときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- (2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとします。なお、売払物件上の仮設電源柱について、移設の必要があるときは、買受人と市にて協議を行います。
- (3) 所有権の移転登記は、本市嘱託により行います。
- (4) 所有権の移転登記に必要な書類等を本市が指定する期日までに提出されないときは、本市は契約を解除することができます。

10 契約費用及び公租公課

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等は、買受人の負担となります。
- (3) 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となります。
- (4) その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。

11 個人情報について

買受申込のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、売払い事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、申込資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

12 その他

- (1) 買受申込しようとする方は、本説明書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 売買契約締結後、売買物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (3) 建物等を建築するにあたっては、建築基準法、三重県、四日市市の条例等による制限や指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

<お問い合わせ先>

四日市市役所 用地課 用地係 担当：後藤
TEL：059-354-8211（直通）